

議員提出第9号

令和3年10月29日

安曇野市議会議会広報特別委員会の設置について

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、議会広報特別委員会の設置に関する議案を別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会議員 宮下 明博

賛成者

安曇野市議会議員 猪狩 久美子

安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 増田 望三郎

(別紙)

安曇野市議会議会広報特別委員会の設置について

次のとおり議会広報特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 議会広報特別委員会
- 2 目 的 安曇野市議会の活動状況を広く市民に報道し、市民が議会に関心を持つような広報活動を行うため。
- 3 委員の定数 10人
- 4 期 間 本委員会は、閉会中も議会広報の編集及び発行を行うことができるものとし、現在の議員の任期満了日までとする。